

広報いこま「いこまち」アンケートモニター規約

(総則)

第1条 この規約は、広報いこま「いこまち」アンケートモニターへの登録を承認した者(以下「モニター」という)と、生駒市との間における権利義務の関係について定めるものです。

(資格)

第2条 モニターに参加する資格を有する者は、本規約に従うことを承諾し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1)市内に住所を有する者
- (2)市内に事務所又は事業所を有する者
- (3)市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者
- (4)市内に存する学校に在学する者
- (5)前各号に掲げる者のほか、市が行う事務事業に利害関係を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、モニターに参加する資格を有さないものとする。

- (1)満15歳未満の者
- (2)インターネット及び電子メールの利用ができない者
- (3)生駒市の市議会議員及び常勤の職員

(登録)

第3条 モニターへの登録は、生駒市が指定する方法により行うものとします。

2 登録に当たっては、登録情報のすべての項目に関していかなる虚偽の申告も認めないものとします。

(登録情報の取扱い)

第4条 生駒市は、モニターの登録情報を生駒市個人情報保護条例により適切に取り扱います。

(届出義務)

第5条 モニターは、登録情報に変更が生じた場合は、生駒市が別途指定する方法で当該変更内容を届け出ることとします。

2 前項の届出をしなかったことによりモニターに生じる不利益については、生駒市はその責任を負いません。

(登録情報の利用目的)

第6条 生駒市は、モニターの登録情報を次に定める目的のためだけに使用するものとします。

(1) アンケートを実施すること。

(2) アンケートの実施等について、電子メールもしくはコミュニケーションアプリ「Line@」の送信により案内すること。

(3) 施策の企画立案等に活用するための集計、分析等を行うこと。

2 生駒市は、アンケートの正確性及び品質の維持を目的として、モニターの登録情報にある者が当該モニター本人であること、当該登録情報の内容が正確であること等の確認を行うことができるものとします。

(禁止行為)

第7条 モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 法令等に反する行為

(3) 他のモニター又は第三者を中傷、誹謗（ひぼう）する行為

(4) 第三者、他のモニター又は生駒市の権利を侵害する行為

(4) モニター制度の運営を妨害する行為

(5) 第三者又は他のたけモニに不利益を与える行為

(6) 虚偽又は不正な登録又は回答をする行為

(7) 市の信用等を失墜させる行為

(8) 同一人物による重複した登録又はなりすまし登録をする行為

(9) その他生駒市が不相当と認める行為

2 前項各号の行為により第三者、他のモニター又は生駒市に損害を生じさせた場合、当該モニターはその資格を喪失した後であっても、当該損害を賠償する責を負うことがあります。

なお、この場合において生駒市は損害を被った第三者又はモニターに対し、その責任を負いません。

(受信及び発信)

第8条 モニターは、モニターとして生駒市と電子メールの受信及び発信（以下

「受信及び発信」という。)を行う場合には、登録情報として申告したメールアドレスを使用するものとします。

- 2 登録情報の内容と異なるメールアドレスで受信及び発信を行ったことにより、当該モニターに不利益又は損害が発生した場合であっても、生駒市はその責任を負わないものとします。
- 3 モニターは、生駒市からの電子メールに対して返信するに当たり、生駒市の指定する方法により返信するものとします。
- 4 生駒市の指定と異なる方法で返信を行ったことにより、当該モニターに不利益又は損害が発生しても、生駒市はその責任を負わないものとします。
- 5 モニターが、モニターとして発信する電子メールの記載内容に関して、生駒市はその責任を負わないものとします。
- 6 生駒市からモニターに対して発信された電子メール又はモニターから生駒市に対して発信された電子メールが届かないことにより、当該モニターに不利益又は損害が発生しても、生駒市はその責任を負わないものとします。
- 7 モニターの登録及びアンケートに関する受信及び発信等のモニターとしての活動に係る費用は、モニターの負担とします。

(資格の抹消)

第9条 生駒市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該モニターの承諾の有無にかかわらず、モニターの資格を抹消することができるものとします。

(1)第2条第1項に掲げる資格の要件に該当しなくなったとき、又は同条第2項に掲げる要件に該当することとなったとき。

(2)モニターとしての活動をしなかったとき。

(3)生駒市が定めた期間内に登録情報の更新を行わなかったとき。

(4)第7条に規定する禁止行為を行ったとき。

(5)その他生駒市がモニターとしてふさわしくないと認めるとき。

- 2 モニターの資格を抹消する場合には、当該モニターがシステムで所有する権利のすべてを抹消するものとし、モニターにはその旨を通知しません。
- 3 第1項2号、第4号及び第5号に該当したことによりモニターの登録を抹消された者は、再度モニターの登録はできないものとします。

(謝礼)

第10条 生駒市は、アンケートに回答したモニターに対し、抽選により謝礼を提供する場合があります。

2 前項に定める謝礼の内容及び提供方法は、アンケートごとに生駒市が定めるものとし、

3 謝礼を送付する場合は、当該モニターが指定した送付先に送付するものとし、送付先情報の不備により、謝礼が届かなくても生駒市は再送付をしません。

(回答内容の著作権)

第11条 アンケートに対してモニターが行った回答内容に係る著作権は、すべて生駒市に帰属するものとし、生駒市はその回答内容を自由に選択、修正又は編集することができるものとし、

なお、モニターは、当該著作権に係る著作者人格権を生駒市及び第三者に対して行使しないものとし、

2 生駒市は、アンケートに対してモニターが行った回答内容を利用し、又はモニター本人の承諾なしに開示することができるものとし、

なお、登録情報の取扱いについては、第4条に定めるところによります。

(システムの内容の変更、一時中断、停止及び中止)

第12条 生駒市は、モニターへの事前の通知又は承諾なしに、システムの一部又は全部の変更、一時中断、停止又は中止をすることができます。

2 前項によるシステムの一部又は全部の変更、一時中断、停止又は中止によってモニターに不利益又は損害が発生しても、生駒市はその責任を負わないものとし、

(本規約の変更)

第13条 生駒市は、モニターへの事前の通知又は承諾なしに、本規約の変更を行うことができるものとし、変更を行った場合は、当該変更の内容を生駒市のホームページ上に掲示することにより、モニターに変更の通知を行ったものとし、

附 則

この規約は、平成31年3月12日から施行します。